

環境影響評価書案

—東京都港地区清掃工場建設事業—

平成5年11月

東京都

1 総 括

1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名称：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都港地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所 在 地	東京都港区港南五丁目7番1他
	面 積	約 29,600 m ²
	工事着工年度	平成6年度(予定)
	工場稼働年度	平成10年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ 900トン/日 (焼却炉 300トン/日・炉×3基)
	工 場 栄	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ 約39m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ 約130m
	駐 車 場	見学者用車両等

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>工事中の建設機械及び工事用車両の排出ガスについては、建設予定地近辺及び工事用車両走行ルート周辺の、将来予測濃度に占める影響割合は少ない。また、工事期間は限られている。</p> <p>清掃工場煙突排出ガス及び清掃車排出ガスについては、建設予定地周辺及び清掃車走行ルート周辺の、将来予測濃度に占める影響割合は少ない。</p>
2 悪臭	清掃工場の稼働時において、敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、法及び条例に基づく規制基準を下回る。
3 騒音	<p>工事中の建設作業騒音については、勧告基準を下回る。</p> <p>工場の稼働騒音については、法及び条例に定める規制基準以下で、現況の環境騒音を大きく下回るレベルである。</p> <p>工事中及び稼働時の道路交通騒音については、一般車のみによる騒音レベルと比較してほとんど増加しない。</p>
4 振動	<p>工事中の建設作業振動については、勧告基準を下回る。</p> <p>工場の稼働振動については、法及び条例に定める規制基準以下である。</p> <p>工事中及び稼働時の道路交通振動については、一般車のみによる振動レベルと比較してほとんど増加しない。</p>
5 地盤沈下 及び 地形・地質	<p>止水性の高い山留め壁を、難透水性の東京層及び上総層群まで根入れすることにより、敷地周辺の地下水位の低下はなく、地盤沈下は生じない。</p> <p>また、剛性の高い山留め壁と適切な支保工により、山留め壁の変位は軽微にとどまり、敷地周辺の地盤変形は生じない。</p> <p>地下水位及び流向についても、山留め壁の規模が小さく局所的であるため、変化はほとんどない。</p>

予測・評価項目	評価の結論
6 日照阻害	清掃工場の建設により、敷地の北側周辺において日影が生じると予測されるが、この区域は「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制の対象地域とはなっていない。
7 電波障害	清掃工場の建築物等により、テレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を実施することにより、影響は解消できると考える。
8 景観	<p>現況の景観構成要素の変化は少なく、清掃工場の建設による地域景観の特性の基本的変化はない。</p> <p>工場棟は、近景域において視野に占める割合が大きいものの、曲面の屋根、周囲と調和した色彩等により、軽快感をもたせ、閉鎖感は軽減される。</p> <p>煙突は、仰角は比較的大きいものの、空にとけ込むような側面として、煙突の形状を目立たなくし、また、高さの割に幅が小さいことなどから圧迫感は軽減される。</p> <p>さらに、敷地周辺部を極力緑化することにより、現在の景観に比べて、より良好な景観が創出できる。</p>



凡 例

建設予定地

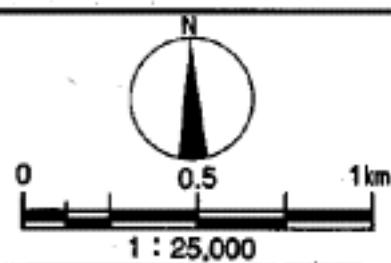


図2.2-1
対象事業の位置

